

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(社団関係その6)

社員総会、理事(理事会)、監事に関する規律の在り方について(その2) -

非営利社団法人(仮称)における社員総会、理事(理事会)及び監事制度の在り方(以下「機関設計の在り方」という。)については、次の2案が考えられるのではないか。

(注) 機関設計の在り方に関する後記 案、案は、いずれもいわゆる「公益性の有無」とは無関係である。

案 最高(万能)意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、理事の監督機関として監事を置くことができることとする(以下「基本タイプ」という。)

1 (基本タイプの規律の骨子)

- ・社員総会 = 社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。
- ・理事 = 権限 各理事が業務執行権、代表権を有する。
員数 一人または数人
選解任 社員総会の決議による。
- ・理事会 = 法定の機関たる理事会は設置不要。
- ・監事 = 設置 任意
主な権限 理事の業務執行を監査する。
員数 一人または数人
選解任 社員総会の決議による。

2 基本タイプは、民法上の社団法人に関する規律に倣うものである。

3 民法上の社団法人においては、定款変更(民法第38条)及び解散(同法第68条2項)のような法人運営の基本に関する事項は社員総会の専属的権限に属するが、それ以外の事項(業務執行の意思決定権限も含む。)については、定款の定めにより、社員総会の権限ではなく、理事その他の機関の権限事項とすることができると思ふべきではないかと思われるところ(同法第63条参照)、基本タイプにおいても、これと同様の規律とすべきか。同様の規律とする場合、定款により業務執行の意思決定権限を理事に

委ねるときは、必ず複数の理事で構成される理事会を設けなければならないこととすべきか。

4 有限責任中間法人の場合、社員総会の権限は、法令又は定款に定められた事項に限られており（中間法人法第28条）、業務執行の意思決定権限は、理事に属する（同法第44条）。

5 有限会社の場合、社員総会は、法定の決議事項以外の事項についても決議することができ、たとえば取締役の権限に属する業務執行についての事項等についても決議することが可能であり、社員総会がそのような決議をした場合には、取締役はその決議に拘束されることになるかと解されている（前田重行・注釈会社法(14)280頁）。それでは、定款で「業務執行は取締役が決定し、社員総会は業務執行に関する決議をすることができない」と定めることは可能か。

案 基本タイプのほかに、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、代表理事の監督機関として監事をそれぞれ置くこととする。」という機関設計（以下「理事会設置タイプ」という。）を法定することとする。

1 （理事会設置タイプの規律の骨子）

- ・社員総会 = 法令又は定款に定めた事項に限り、決議することができる。
- ・理事 = 主な権限 理事会の構成員として、理事会の意思決定に参画する。
員数 三人以上
選解任 社員総会の決議による。
- ・代表理事 = 主な権限 法人の業務執行権及び代表権を有する。
員数 一人または数人
選解任 理事会の決議による。
- ・理事会 = 設置 法定の機関たる理事会の設置が必須。
権限 業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する。
- ・監事 = 設置 必置
主な権限 代表理事の業務執行を監査する。
員数 一人または数人

選解任 社員総会の決議による。

- 2 理事会設置タイプは、原則として、商法上の株式会社に関する規律に倣うものである。株式会社において、取締役全員で構成される取締役会を法定の機関として設置する趣旨は、株主総会の権限縮小に伴い、著しく拡大された取締役の権限行使を適正・慎重になさしめる点にある。
- 3 非営利法人（仮称）の対象となる団体としては、社員相互の関係が希薄な大規模な団体から、社員相互の関係が密接な小規模の団体まで、多種多様な性格のものが考えられる。また、その中においては、社員自らが法人の活動全般について意思決定をすることを望む団体と、社員は法人の活動に関する基本的な事柄を決定し、それ以外の法人の業務に関する意思決定については、社員が当該業務の専門家として選んだ理事の判断に委ねることを望む団体が考えられる。案は、このような団体の規模や性格に応じた機関設計を、法制度として用意すべきではないかという考え方に基づくものである。
- 4 案を採用する場合には、基本タイプの規律の適用を受ける法人と理事会設置タイプの規律の適用を受ける法人との相互関係が問題となるが、この点については、例えば、次のような考え方があると思われるが、どうか。

基本タイプの規律を原則、理事会設置タイプの規律をその特例と位置付け、基本タイプの規律の適用を受ける法人が理事会設置タイプの規律の適用を受けようとする場合には、定款変更の手続によることとする（例えば、通常の株式会社が商法特例法に基づく委員会等設置会社に関する規律の適用を受けようとする場合の手続と同じ。）。

基本タイプの規律と理事会設置タイプの規律とは並立するものと位置付け、一方の規律の適用を受ける法人が他方の規律の適用を受けようとする場合には、いわゆる組織変更の手続を要するものとする（例えば、営利法人における有限会社が株式会社に組織変更する場合の手続と同じ。）。